

国鉄改革完遂！
当たり前の労働運動を
前進させよう！
JR 東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部
〒420-0851
静岡市葵区黒金町68番地
N T T 054-284-3608
発行責任者 : 半場弘恭
2023年 4月4日 No.41

東京地裁で年休裁判勝利！

労基法違反の会社ルールに断罪！

《みなさん、昨年度の年休は流れませんでしたか？》

年次有給休暇は文字通り賃金が払われる休暇のことです。

もし、年休を1日流すと1日当たりの賃金を会社に捧げることとなります。また、
会社は1日分の人工である労働力を使って業務を回すことができるので万々歳です。

《申し込んでも年休が出ないことはありませんか？》

年次有給休暇は労働者が指定することにより決まり、使用者は指定された日に年休
を与えなければなりません。（労働基準法39条3項の年次有給休暇の取得時期）

業務量が増えているので我慢してくれ。これは、通りません。

単に業務が多忙だからという理由では時季変更権は認められません。（労働基準法39
条3項）そして判決でも慢性的要員不足が認められ「会社が年休取得日を変更する権
利を行使することは許されない」と判断されています。

東京運輸所の勤務は、慢性的な要員不足で年休が取れず流れる状態が続いていました。

また、5日前にならないと年休が出るのか解らないという異常な状態でした。 会社が
要員を確保していなかったからです。団体交渉の席では「適正な要員は確保されてい
る。ピーク時に合わせることはしない。年休は平均16日ないし17日取している」と
言って慢性的要員不足に対策を取らなかったのです。会社が年休権を剥奪するための
言い訳であったのです。

私たちの職場はどうでしょうか？